

【記載例】 退職により未徴収税額を普通徴収(個人納付)に切り替える場合

令和6年度 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

係付転勤、再就職等により、異動後の勤務先では、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤手続を済ませたうえで、南相馬市税務課市民税係に提出してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

福島県南相馬市長		給与 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 975 - 8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地										特別徴収義務者 指定番号		0 3 8 4 1 2 3 4 5 6									
令和6年12月24日 提出(注1)			フリガナ	株式会社 本町										この届出に係る 担当者の連絡先	所属	総務課給与係									
			名称(氏名)	代表取締役 本町三郎											氏名	原町次郎									
			代表者の 職氏名	代表取締役 本町三郎											電話	0244-24-5226									
個人番号又は 法人番号		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																							
給与所得者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴 収税額の徴収 方法		1月1日から 退職時までの 給与支払総額									
フリガナ		ミナミソウマイチロウ		円		円		円		6		1 退職		1 特別徴収継続 → (C欄記入)		円									
氏名		南相馬一郎		125,000		73,000		52,000		12		2 転勤		2 一括徴収 → (B欄記入)		2,203,740									
生年月日		T・S・H 2年4月1日		6		12		6		6		3 休職		3 全額を退職の 際納付します		控除社会 保険料額									
個人番号		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		12		12		12		12		4 長期 欠勤		4 残額を本人が 納付します		円									
1月1日 現在の 住所		〒979-2195 福島県南相馬市小高区本町二丁目78番地								24		5 死亡													
現在の 住所		(給与の支払を受けなくなった後の住所) 〒 同上								24		6 その他													

●一括徴収の届出書

一括徴収の理由(注2)		徴収予定	
1. 異動が12月31日以前で本人 から申出有(注3)		徴収予定月日	徴収予定額
年 月 日 申出		月 日	円
2. 1月1日以降に退職(注3)		徴収予定額合計 〔上記(ウ)と同額〕	
		円 (月分 (月 日納期限) で納入します)	

(注1) 異動のあった月の翌9日(その日が土・日曜日、祝日に該当するときは、直前の平日)正午までにこの届出書を提出してください。

(注2) 退職後国外へ転出する場合は、一括徴収にご協力をお願いします。

(注3) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)

(注4) 本市の特別徴収が初めての場合は、指定番号は無記入で提出してください。

●転勤等による特別徴収届出書(欄外左側を参照。新勤務先が記入してください。)

月割額 円を 月分から徴収し納入 する。	給与 (特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号(注4)											
		フリガナ											担当 この 届出 に係 る 連 絡 先	所属										
		氏名又は名称												氏名										
		代表者の 職氏名												電話										
個人番号又は 法人番号		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																						

※市記入欄	指定番号											転勤先指定番号											異動区分	1 2 6			異動事由				徴収済月				変更月・期				処理	現年度				新年度			